

信州大学大学院総合工学系研究科における博士の学位に関する取扱細則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 信州大学大学院総合工学系研究科（以下「本研究科」という。）における博士の学位に関する取扱いについては、信州大学大学院学則、信州大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び信州大学大学院総合工学系研究科規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において「課程申請者」とは、学位規程第6条の規定に基づき、博士の学位授与の申請をしようとする者をいう。

2 この細則において「論文申請者」とは、学位規程第7条第1項の規定に基づき、博士の学位授与の申請をしようとする者をいう。

3 この細則において、「研究指導教員」とは、信州大学大学院総合工学系研究科担当教員選考内規（以下「選考内規」という。）に定める研究指導教員をいう。

4 この細則において、「研究指導補助教員」とは、選考内規に定める研究指導補助教員をいう。

5 この細則において、「主指導教員」とは、選考内規に定める研究指導教員で課程申請者を主として担当している指導責任者をいう。

6 この細則において、「副指導教員」とは、選考内規に定める研究指導教員で課程申請者を副として担当している指導者をいう。

第2章 課程修了による学位授与

(学位論文の提出資格)

第3条 本研究科に在学する者で学位論文の審査を受けることができる者は、本研究科に2年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ専攻内予備審査による学位論文の申請資格の認定を受けたものとする。ただし、在学期間に関しては、「優れた研究業績」を上げた者については、博士課程に少なくとも1年は在学又は在学見込みであること（修士課程（他大学院も含む）を修了した者にあつては、修士課程の在学期間（上限2年）を含めて3年以上在学又は在学見込みであること）。

(論文受理の専攻内予備審査)

第4条 本研究科に在学する者で、学位論文の審査を希望するものは、その申請に先立ち、専攻内予備審査（以下「予備審査」という。）を受けなければならない。

(予備審査の申請の書類等)

第5条 予備審査を願い出る者は、次の書類を主指導教員を経て専攻長に提出しなければならない。

(1) 博士学位論文予備審査願 (別紙様式第1号)	1部
(2) 博士学位論文の草稿	所定の部数
(3) 博士学位論文要旨の草稿 (別紙様式第2号)	所定の部数
(4) 発表論文目録 (別紙様式第3号) 及び別刷	所定の部数
(5) その他参考論文等 (予備審査の付託)	所定の部数

第6条 専攻長は、予備審査の申請があった論文について、講座主任に論文の予備審査を付託する。講座主任は、予備審査委員会を設定し、予備審査委員会は、当該論文が学位授与の審査に値するか否かを審査し、論文受理の可否及び博士の学位に付記する専攻分野の名称について検討指導するものとする。

(予備審査の申請時期)

第7条 課程申請者が、第5条の書類を提出する時期は、原則として学位授与申請時期の2か月前とし、各専攻長が決める。

(予備審査委員会)

第8条 予備審査委員会は、主指導教員及び主指導教員が選定する本研究科の研究指導教員2名以上をもって組織する。

2 予備審査委員として必要があるときは、前項に本研究科の研究指導補助教員並びに他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究機関等の教員等を加えることができる。

3 予備審査委員会に委員長を置き、主指導教員をもって充てる。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、この限りでない。

(予備審査結果の報告)

第9条 予備審査委員会は予備審査終了後、その結果は講座会議を経て専攻長に報告するものとする。(別紙様式第4号)

(予備審査結果の通知)

第10条 専攻長は、主指導教員を通じて、予備審査の結果を、課程申請者に通知するものとする。

(審査委員候補者の選出)

第11条 専攻長は、予備審査合格者ごとに、主指導教員を含む学位論文審査委員候補者(以下「審査委員候補者」という。)4名以上の本研究科の研究指導教員を選出し、博士学位論文審査委員候補者名簿(別紙様式第5号)を研究科委員会に提出するものとする。

2 審査委員候補者に必要があるときは、前項で定めた審査委員候補者の他に本研究科の研究指導補助教員並びに他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究機関等の教員等を加えて選出することができる。

3 前項における他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究機関等の教員等の選

出にあたっては、当該候補者の研究歴を含む略歴調書（別紙様式第6号）を作成し、研究科委員会に提出する。

（学位論文等の提出）

第12条 第4条の規定による予備審査の結果、論文受理が可能となった場合、課程申請者は次に掲げる書類（以下「学位申請書類等」という。）を主指導教員の確認を経て研究科長に提出するものとする。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| （1）博士学位論文審査申請書（別紙様式第7号） | 1部 |
| （2）博士学位論文 1編 | 所定の部数（うち正本1部） |
| （3）博士学位論文要旨（別紙様式第8号） | 所定の部数 |
| （4）発表論文目録（別紙様式第3号） | 所定の部数 |
| （5）履歴書（別紙様式第9号） | 所定の部数 |
| （6）その他参考論文等 | 所定の部数 |

（学位授与の申請時期）

第13条 学位授与の申請は、在学中に行うものとし、学位申請書等を提出する時期は、1月及び7月の所定の期間とする。

（審査委員会）

第14条 研究科委員会は、学位授与の申請のあった論文について審査するため、専攻長による審査委員候補者の推薦に基づき、審査委員を決定する。

- 2 前項の委員会には、課程申請者、論文題目、主指導教員、副指導教員及び審査委員候補者の一覧を資料として提出するものとする。
- 3 審査委員会に、審査委員長を置き、主指導教員をもって充て、論文及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査等の総括を行うものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、この限りでない。

（論文発表会）

第15条 学位論文の審査の一環として、論文発表会を公開で開催するものとし、審査委員長はその司会者となる。

- 2 課程申請者は、論文発表会で、論文の発表を行うものとする。
- 3 審査委員会は、論文発表会の日程等を定め、課程申請者に通知するとともに、これを開催日の1週間前までに公示するものとする。

（学位論文の審査等）

第16条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査（以下、「学位論文の審査等」という。）を実施する。

- 2 審査委員長は、最終試験の実施に関し、必要な事項を課程申請者に通知するものとする。
- 3 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連ある科目について口頭試問により行う。

4 学位論文の審査及び最終試験の成績は、論文審査と最終試験を別に判定し、評価は可否で表す。

5 審査委員会は学位授与の可否に関する意見をまとめ、学位論文の審査等を終了するものとする。

(学位論文の審査等の結果の報告)

第17条 審査委員長は、学位論文の審査等が終了したときは、博士学位論文審査及び最終試験結果報告書(別紙様式第10号)を研究科長に提出するものとする。

(学位論文の審査等の審議, 議決)

第18条 研究科委員会は、審査委員長による学位論文の審査等の結果の報告に基づき、課程申請者の学位論文の審査等の合格又は不合格について審議し、議決する。

2 前項の委員会には、課程申請者、論文題目、主指導教員及び副指導教員、審査委員、論文審査の結果、最終試験の結果、博士の学位に付記する専攻分野の名称、学位論文の審査等の合格又は不合格に関する意見の一覧を審査資料として提出するものとする。

3 研究科長は、学位論文の審査等の審議の結果を学長に報告するものとする。

(学位授与等)

第19条 学長は、前条第3項の報告を受け、学位を授与すべき者には、博士(学術)、博士(理学)、博士(工学)又は博士(農学)の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 前項の学位記の授与は、3月、9月に行うものとする。

第3章 論文提出による学位授与

(学位論文の提出資格)

第20条 学位規程第7条第1項の規定により、博士課程を経ない者で、論文を提出し、博士(学術)、博士(理学)、博士(工学)又は博士(農学)の学位を申請することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者。

(2) 修士の学位を授与された後、4年以上の研究歴を有する者。

(3) 学士の学位を授与された後、7年以上の研究歴を有する者。

(4) その他研究科委員会が認めた者。

2 前項第2号及び第3号の研究歴とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 大学又は大学院の専任教員として研究に従事した期間

(2) 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間

(3) 大学院の学生として在学した期間

(4) 各種の研究機関、団体、企業等において、研究者(専任)として研究に従事

した期間

(5) その他研究科委員会が認めた期間

(論文受理の専攻内下見審査)

第21条 第2条第2項に定める論文申請者は、その申請に先立ち、学位論文の草稿の下見審査(以下「下見」という。)を受けなければならない。

2 論文申請者は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学問領域をもつ本研究科の研究指導教員(以下「世話教員」という。)に、下見を申し出るものとする。

(下見願等の提出)

第22条 前条の世話教員は、学位論文の草稿の学問領域との関連性等を確認した上、学位授与の申請に先立ち、論文申請者に次の書類を提出させるものとする。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 博士学位論文草稿下見願(別紙様式第11号) | 1部 |
| (2) 博士学位論文の草稿 | 所定の部数 |
| (3) 博士学位論文要旨の草稿(別紙様式第2号) | 所定の部数 |
| (4) 発表論文目録(別紙様式第3号)及び別刷 | 所定の部数 |
| (5) 履歴書(別紙様式第9号) | 所定の部数 |
| (6) その他参考論文等 | 所定の部数 |

2 世話教員は、前項の書類を世話教員の所属する専攻長に提出するものとする。

(下見の申請時期)

第23条 論文申請者が、前条の書類を提出する時期は随時とする。

(下見の付託)

第24条 専攻長は、学位論文草稿の下見の申請があった場合、下見委員会に下見を付託する。

(下見委員会)

第25条 下見委員会は、第8条の規定を準用し、「主指導教員」は「世話教員」に読み替える。

2 下見審査は、第6条及び第8条の規定を準用して世話教員の属する専攻内(以下「世話専攻」という。)で行うものとする。

(学位論文の提出資格の認定)

第26条 下見委員会は、論文申請者の学位論文提出資格の有無の審査の必要があると認めるときは、論文申請者に次の書類を提出させ、専攻会議の議を経て、研究科長に学位論文提出資格審査委員会の開催を求めることができる。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1部 |
| (2) 研究従事内容証明書(別紙様式第12号) | 1部 |
| (3) その他必要と認められた書類 | 1部 |

(学位論文提出資格審査委員会)

第27条 前条に規定する学位論文の提出資格の有無を審議するため、本研究科に学位

論文提出資格審査委員会を置く。

- 2 学位論文提出資格審査委員会は、研究科長及び各専攻長をもって組織する。
- 3 学位論文提出資格審査委員会は、下見委員長より申し出のあった学位申請希望者の学位論文提出資格の有無を判定し、その結果を専攻長を経て、下見委員会の委員長に通知するものとする。

(下見結果の報告)

第28条 下見委員会の委員長は、下見終了後、その結果は講座会議を経て専攻長に報告するものとする。(別紙様式第13号)

(下見結果の通知)

第29条 専攻長は、世話教員を通じて下見の結果を論文申請者に通知するものとする。

(審査委員候補者の選出)

第30条 第11条第1項～第3項に準ずるものとする。

(学位論文等の提出)

第31条 第21条の規定により下見審査の結果、論文受理が可能となった場合、次に掲げる書類等を世話教員の確認を経て研究科長に提出するものとする。

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (1) 博士学位論文審査申請書 (別紙様式第14号) | 1部 |
| (2) 博士学位論文 1編 | 所定の部数 (うち正本1部) |
| (3) 博士学位論文要旨 (別紙様式第8号) | 所定の部数 |
| (4) 発表論文目録 (別紙様式第3号) | 所定の部数 |
| (5) 履歴書 (別紙様式第9号) | 所定の部数 |
| (6) その他参考論文等 | 所定の部数 |
| (7) 学位論文審査手数料 | |

(学位授与の申請時期)

第32条 論文申請者が、学位授与申請書等を提出する時期は、1月、7月の所定の期間とする。

(審査委員会)

第33条 第14条第1項～第3項に準ずるものとする。

(論文発表会)

第34条 第15条第1項～第3項に準ずるものとする。

(学位論文の審査等)

第35条 審査委員会は、学位論文の審査、学力の確認及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査(以下、「論文申請者の学位論文の審査等」という。)を実施する。

- 2 審査委員長は、学力の確認の実施に関し必要な事項を、論文申請者に通知するものとする。
- 3 学力の確認は、論文申請者が博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか

について、次により確認するものとする。

(1) 論文の内容に関連ある世話専攻の主要科目について、研究能力の有無を判定するため、口頭試問又は筆記試験を行う。

(2) 1種類の外国語について、専門の学術研究を行うに十分な外国語の素養があるかどうかを判定するため、口頭試問又は筆記試験を行う。

4 学位論文の審査及び学力の確認の成績は、論文審査と学力の確認を別に判定し、評価は合否で表す。

5 学力の確認の評価は、本条第3項第1号及び第2号を総合判定するものとする。

6 審査委員会は、学位論文の審査及び学力試問の合否に関する意見をまとめ、論文申請者の学位論文の審査等を終了するものとする。

(学力の確認の免除)

第36条 本研究科において、所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、退学後3年以内に学位を申請するときは、前条の規定にかかわらず、学位規程第14条第2項の試問を免除する。

(学位論文の審査等の結果の報告)

第37条 第17条を準用する。

(課程修了による学位授与の規定の準用)

第38条 学位論文の審査等の審議、議決及び学位授与等については、第18条、第19条での規定を準用する。この場合において、第18条第2項に規定する審査資料は、論文申請者、論文題目、最終学歴及び現職、世話専攻及び世話教員、審査委員、論文審査の結果並びに学力の確認の結果に関する意見の一覧を資料とする。

第4章 雑 則

(学位論文の保存等)

第39条 博士（学術）、博士（理学）、博士（工学）又は博士（農学）の学位を授与した学位論文は、学位規則の一部を改正する省令の施行等について（平成25年3月11日付け24文科高第937号通知）に基づくもののほか、学務部学務課において保存するものとする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月12日から施行し、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この細則は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成22年9月30日に工学系研究科博士後期課程に在学している者が同日以降に工学系研究科博士後期課程を単位修得後退学し、退学後3年以内に本研究科に学位論文を提出する場合、本研究科を単位修得後退学した者とみなし、信州大学学位規程第14条第2項に規定する学力試問（外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試問であり、信州大学大学院総合工学系研究科における博士の学位に関する取扱細則第35条第3項に規定。）を免除する。

附 則

1 この細則は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この細則による改正後の細則は、この細則を適用する日（以下「適用日」という。）以降に博士の学位を授与した場合について適用し、適用日前に当該学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月13日から施行する。